

平成 13 年度達成すべき目標の取組状況に対する評価等（要旨）
〔抜粋〕

1. 実績報告の内容

- 目標達成に向けて実施した具体的な事項（何をやったか）
- 特に、目標達成に向けて行った新規取組み、または重点的取組み
また、取組内容が通達、事業計画等に基づく庁全体での取組みである場合は、当該通知及び事業計画等（該当通知等が多数ある場合は代表例）
- 参考指標以外にも、庁の実績の理解に資する具体的な数値

2. 実績に対する評価（抜粋）

| 達成すべき目標 | | 実績に対する評価（概要） |
|---------------------|--|---|
| 1 適用事務に関する事項 | (1) 政管健保・船員保険・厚生年金保険の適用対象事業所の適正な把握に努め適用を促進すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね適正に実施されているものと考えられる。 ・ しかしながら、「平成 13 年行政評価・監視結果通知」及び会計検査院平成 12 年度決算結果報告の指摘を踏まえ、今後とも改善を行っていく必要があると考えられる。 |
| | (2) 政管健保・船員保険・厚生年金保険の事業主（船舶所有者を含む。以下同じ）等に対し、適正な届出の励行を促進すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね適正に実施しているものと言える。 ・ しかしながら、会計検査院の決算結果報告もあり、今後とも、事業主の理解を得られるよう、一層努めるとともに、適正な届出が行われるよう引き続き効果的な措置について検討していくことが必要である。 |
| | (3) 被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬を適正に把握すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な把握のために有効な各種の調査を的確に選択して実施しているものと考えられる。 ・ 今後とも、必要な改善を図っていくことが重要である。 |
| | (4) 事業主に対する調査を効率的に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な取組としては、効率的に実施されているものと考えられる。 ・ 今後とも、必要な改善を図っていくことが重要である。 |
| 2 保険料等収納事務に関する事項 | (1) 口座振替の促進等により、政管健保・船員保険・厚生年金保険の保険料及び児童手当の拠出金の適正な納入を促進すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、口座振替や納期内納入の実施について様々な時期や方法により勧奨しているものと考えられ、今後とも、それぞれ効果を検証しながら、効果的に取り組んでいくことが必要である。 ・ 制度上の違い等もあり単純に比較できないものの、他の収納担当組織との比較においては遜色ない水準を維持している。 |

| | | |
|------------------------|--|---|
| | (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 全体的な取組としては、適正に実施していると考えられる。また、徴収担当以外の職員の応援など柔軟な組織運営により、機動的に徴収体制の充実を図っていることは適切である。 しかしながら、依然として保険料を滞納する事業主が見受けられることから、今後とも、事業主の理解が得られるよう一層努めるとともに、引き続き効果的な措置について検討していくことが重要である。 |
| 3 保険給付事務に関する事項 | (1) レセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、政管健保・船員保険における医療費適正化を推進すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 全体的な取組みとしては概ね適正に実施されている。 しかしながら、平成13年行政評価・監視結果通知の指摘事項も踏まえ適正な保険給付が行われるよう、引き続き必要な改善を図っていくことが必要である。 |
| | (2) 政管健保・船員保険において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。 | <ul style="list-style-type: none"> 全体的な取組としては、適正に実施していると言える。 今後とも、効率的で効果的な取組を実施していくことが重要である。 |
| 4 保健・福祉施設事業に関する事項 | (1) 政管健保・船員保険の生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 全体的な取組としては適正に実施されていると言える。 今後とも、積極的な勧奨を通じての受診者の増加やこれによる健康の保持増進・医療費の適正化の推進を図っていくことが必要である。 |
| | (2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切に実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 全体的な取組としては、適正に実施されていると言える。 これまでも、総務庁による「年金に関する行政監察結果」の指摘を踏まえ、必要な措置が講じられたところであるが、今後とも適正な施設運営が行われるよう、引き続き効果的な取組を実施していくことが重要である。 なお、社会保険病院については、今後、更に検討を進めしていくべきである。 |
| 5 広報、情報公開、相談等に関する事項 | (1) 事業主、被保険者、受給権者等への応対は、「親切・迅速・正確」を旨とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> 概ね適正に実施されているものと言える。 今後とも、行政サービスの改善に努めていくことが必要である。 |
| | (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 概ね適正に実施されているものと言える。 今後とも、情報提供の充実、適切なレセプト開示等に努めていくことが必要である。 |